



埼玉県報

第 2 5 1 9 号
平成 2 5 年 8 月 2 0 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [平成25年4月から6月までににおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札審査課\)](#)
- [県道飯能寄居線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道飯能寄居線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成25年度10月・11月分\)の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千七百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウエルハーモニー
- 三 代表者の氏名
比良 亜希子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市北野二丁目七番二十三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児・者に対し、障害児・者及びその家族が、充実した社会生活を送り、そのための生活自立を支援する障害児の放課後の活動（児童福祉法に基づく障害児通所支援事業）、余暇活動、社会的活動を充実させることを目的とする。また、福祉や子育てに関する教育・啓発活動にも積極的に取り組み、活動への理解者・参画者を募ることによって、住民参画型の地域福祉を実践し、基本的人権の尊重された社会を築くため、福祉の分野で貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千七百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スマイルあさか
- 三 代表者の氏名
山崎 幸治
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市本町二丁目四番二十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者を中心とした地域の方に対し、ふれあいと安全、いきがいのある生活を提供し、互いに支え合うことで、誰もがいきいきと暮らすことのできる、笑顔あふれるあたたかな地域づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千七百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人小江戸の会
- 三 代表者の氏名
長澤 秀和
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市伊豆の山町十一番地（二十二 三百四）
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県に居住する高齢者、障害者、未婚者及び一人暮らしの中高齢者（以下「高齢者等」と総称する。）に対し、生活に係る援助、自立支援又は少子化対策の一環としてのふれあいの場及び機会を提供することにより、高齢者等の社会参加の促進及び誰もが豊かに暮らせる地域社会の創造を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウエル坂戸

三 代表者の氏名

中村 利彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市伊豆の山町十六番地四高田マンション百三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、坂戸市を中心とした地域における全ての世代の住民に対し、スポーツ教室及びイベント等を開催することにより、世代間及び世代内の交流を図ることが出来る場を提供し、もって地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千八百八十一号

平成二十五年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十五年八月二十日

埼玉県知事 上田清司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 飯能寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
日高市大字新堀字東原三三三六番 四地先から同市大字新堀字上野 ケ谷戸五〇五番一地先まで		区 間
一五・二〇〇 三七・〇〇〇	一五・二〇〇 五二・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
六五二・〇〇〇		延長 (メートル)
平成十一年十一月十九日付け埼玉県告示 第四千四百八十四号で告示した道路予定 区域の一部変更である。 地方特定道路(改築)整備工事		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>飯能寄居線</p>	<p>路線名</p>
<p>日高市大字新堀字四本木四二八番六地先から同市大字新堀字上野ヶ谷戸五〇五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年八月二十日 午前十一時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉県告示第千四百八十四号及び平成二十五年八月二十日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長六二八・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第七十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年八月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 459,600リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年10月1日から平成25年11月30日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 約445,800リットル

平成25年10月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成25年2月15日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 山崎、堀口
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月19日（木）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月18日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年9月19日（木）午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年9月3日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を前記3(1)の提出場所へ郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 459,6000

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. September 19, 2013 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. September 18, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985